

記載例

婚姻届

令和 年 月 日届出
在シアトル
日本国総領事 大使 殿
総領事

修正液などは使えません。
書き間違えた場合は二重線を引いて
二重線にかかるように印鑑又は右手
の親指の拇印を押して下さい。

日本人の場合は印鑑又は右手
の親指の拇印

外国人の場合はカタカナで氏名
を記入（ラスト、ファースト
ミドルの順）

署名印	小野 桃子 印	スタンリー、マイケルジミー 直筆のサイン 印
生年月日	平成 5 年 9 月 4 日	1990 年 5 月 21 日
住所	アメリカ合衆国オレゴン州ビーバートン市 南西プラス通り 111 番地 号	アメリカ合衆国オレゴン州ポートランド市 南西アルファ通り 123 番地 号
本籍	新潟県上越市 星が丘七丁目 7 番地 番	アメリカ合衆国 番地 番

元号で

(1) 氏名	夫になる人 がいむ いちろう 氏名 外務 一郎	妻になる人 やまもと さちこ 氏名 山本 幸子
月日	昭和 61 年 7 月 3 日	平成 2 年 10 月 10 日
(2) 住所	アメリカ合衆国オレゴン州ポートランド市 南西5番通り 1300 番地 番	左に同じ 番地 番
(3) 本籍	東京都千代田区霞が関 二丁目 2 番地 番	神奈川県川崎市川崎区 多摩川町四丁目 5 番地 番
父母の氏名	父 外務 太郎 続き柄 母 // 和子 二 男	父 山本 悠 続き柄 母 // 雅子 長 女

氏を選んだ人が
戸籍の筆頭者になる

本籍	新本籍 (左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かなくてください) 東京都千代田区霞が関 二丁目 2 番地 番
----	--

本籍地はダッシュ
(-)などで略さず
に戸籍のとおり

(6) 初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 (☐死別 ☐離別 年月日)	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 (☐死別 ☐離別 年月日)
-------------	--	--

(7) 同居の夫婦の世帯	<table border="1"> <tr><td>夫</td><td>妻</td></tr> <tr><td>夫</td><td>妻</td></tr> <tr><td>夫</td><td>妻</td></tr> <tr><td>夫</td><td>妻</td></tr> <tr><td>夫</td><td>妻</td></tr> <tr><td>夫</td><td>妻</td></tr> </table>	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	<ol style="list-style-type: none"> 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で務め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は) 1から1にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 仕事をしている者のいない世帯
夫	妻													
夫	妻													
夫	妻													
夫	妻													
夫	妻													
夫	妻													

(8) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
-----------	------	------

印鑑又は右手の親指の拇印

その他	令和 年 月 日 婚姻証書添付。	の方式により婚姻成立、 作成の
人印	夫 外務 一郎 印	妻 山本 幸子 印

欄外に住所と電話
番号、Email アド
レスを英語で

1300 SW 5th Ave.
Portland, OR 97201
Tel : 503-221-1811
ryojiportland@se.mofa.go.jp

記入の注意

- 届書はすべて日本語で書いてください。
この届出は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- 本籍地はダッシュ (-)などで略さず、に戸籍のとおり
- 外国人のときは、本籍欄に「国籍何国」とだけ書いてください。
- 養父母については同じように書いてください。
- ☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。ただし、外国人と結婚する場合にはつけないでください。外国人と結婚する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、
- 新本籍として設定可能かどうかを事前に市区町村役場に確認して下さい。本籍地はダッシュ (-)などを使わず正確に記入して下さい。
- ☑のようにしるしをつけてください。
- 在留国の法律で婚姻したときは、婚姻した日から3か月以内に婚姻証明書をそえて出してください。この場合は証人欄は書かず、「その他」欄に婚姻成立年月日、婚姻の方式及び婚姻証書作成者の職名を記載してください。外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。当事者の一方が外国人のときは、在留国の法律で婚姻してから出してください。この場合、外国人の国籍を証する書面(旅券写し等)を提出してください。
- 未成年者が婚姻するときは、父母(養子のときは養親)の同意書を出すか、または父母がその他の欄に同意の旨を書いて署名押印してください。
- 届出人や証人の署名は、はっきりとよめるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。
- 夫婦ともに日本人のときは、届書3通(新しい戸籍がつけられる場合に今までと別の市区町村につくりたいときは4通)、夫婦の一方が外国人のときは、届書2通(新しい戸籍がつけられる場合に今までとは別の市区町村につくりたいときは3通)出してください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

外国人の場合は国籍